



募集主体:原子力規制委員会

募集期間:2015.5.21～2015.6.19

http://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/20150520_02.html

緊急作業時の被ばくに関する 規制に関する関係規制等の改 正等に係る意見募集

e-シフト会合

2015.6.18

報告：伴英幸

改悪の内容

①緊急作業被ばく
限度250mSv

←100mSv

②緊急作業の被ばく
記録の時期と保管

放射線防護措置教育受講者
緊急作業訓練受講者
書面による本人意思確認

あらゆる作業に一律適用

製錬事業、試験研究炉、核燃料・原料物質使用施設、加工事業、再処理事業、実用炉、第1種・第2種放射性廃棄物埋設事業、廃棄物管理事業、使用済み燃料貯蔵事業、など

いつ緩和されるか？

原子力災害対策特別措置法

10条通報：敷地境界付近で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量、放射線管理区域で $50\mu\text{Sv/h}$ 以上、ECCSが入る冷却材漏えい事故など

15条通報：敷地境界付近2地点10分以上継続して $5\mu\text{Sv/h}$ 以上、放射線管理区域で 5mSv/h 以上、原子炉停止不能状態など

があった時点

問題点

- 労働者保護の姿勢の欠如
- 事故の通報時点で被ばく限度を緩和しているのか？
- 書面による自由意思が機能するか
- 原発から核燃料使用施設まで並べて250mSvにしてよいか？
- 厚生労働省と被ばく限度緩和の概念が違っているのではないか